

静岡県告示第278号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年4月1日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
船原西浦高原線	沼津市西浦古字芝草324番の3	令和7年4月1日

=====

静岡県告示第279号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年4月1日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士宮芝川線	富士宮市羽鮎字横林1160番の3から 富士宮市羽鮎字横林1166番の5まで	令和7年4月1日

=====

静岡県告示第280号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年4月1日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
焼津榛原線	焼津市利右衛門字天王 1087 番の 2 から 焼津市利右衛門字天王 1087 番の 3 まで	令和7年4月1日